

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染等 対応手順

寄宿舎または登校後に発症が疑われる体調変化がみられた場合は次の手順で対応する。

1 発熱の確認、保護者への通院依頼を行う。

- (1) 保健室で検温する。
- (2) 発熱が確認された場合は、保護者等に連絡し、次の要請を行う。
 - ① 迎えによる帰宅
 - ② 通院（通院前に保護者に連絡できる場合には、診断結果で陽性が出た場合、型や出席停止期間、医師の指示を確認するよう伝える）
 - ③ 診断結果の担任への連絡

2 管理職と養護教諭への報告

- (1) 発熱を確認した段階で一報を入れる。
- (2) 診断結果が分かり次第、報告する。

《報告事項》学部・学級、児童生徒指名、発症した日、インフルエンザの型、
出席停止期間、医師の指示

《確認事項》出席停止期間、他の児童生徒等への影響の有無、被感染リスクのある児童生徒への対応の
要否

3 診断結果、陰性の場合

- (1) 通常の欠席対応をする。ただし、すぐに陽性反応が出ない場合もあるので保護者等には経過観察を要請する。
- (2) 経過により陽性となった場合は、4の対応を行う。

4 診断結果、陽性の場合

- (1) 保護者に出席停止期間の連絡、確認を行う。
- (2) 陽性者と同一学習集団等に、医師または保護者等により基礎疾患等があり、感染リスクが高いとされる児童生徒がいる場合は、同一学習集団等から出席停止がなくなるまでの期間、感染リスクが高い児童生徒を別室対応する。（該当生徒の担任や学部主事、養護教諭、管理職と確認後対応）

5 教職員等への周知

必要に応じ、管理職が行う。

6 その他

※ホーム・クラスでの手洗い、うがい、換気、マスクの着用等感染予防の指導を強化

※本校には、現在、感染症に罹患すると様態が悪化し、重篤な症状に陥る生徒がいるため、濃厚接触者（教職員やその家族、生徒の家族）の情報も管理職と養護教諭に連絡する。

※家庭等で発症が疑われる体調変化がみられた場合は、保護者等に通院要請を行い、上記2以降の流れで対応する。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等は学校感染症であり、学校保健安全法施行規則第19条第2項において『発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで』出席停止となります。

出席停止期間の数え方

【インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等を発症した場合の出席停止期間の例】

①発症後2日目に解熱した場合

発 症	発症後 (1 日目)	発症後 (2 日目)	発症後 (3 日目)	発症後 (4 日目)	発症後 (5 日目)	発症後 (6 日目)
発熱など	発 熱	解 熱	解熱後 (1 日目)	解熱後 (2 日目)		登校可能
出 欠	← 出席停止 →					

※発症（発熱など）した翌日を「発症後1日目」と数える。

※解熱した翌日を「解熱後1日目」と数える。

②発症後4日目に解熱した場合

発 症	発症後 (1 日目)	発症後 (2 日目)	発症後 (3 日目)	発症後 (4 日目)	発症後 (5 日目)	発症後 (6 日目)	発症後 (7 日目)
発熱など	発 熱			解 熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能
出 欠	← 出席停止 →						

※ 抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの感染を防ぐことができますので、ご理解をお願いします。